

# 健康保険・厚生年金保険

## 被保険者標準報酬決定通知書等のご提出のお願い

\* 日本年金機構への「令和4年度の算定基礎届」の提出期限（令和4年7月11日）から1カ月以上が経過し、各事業所様へ『通知書（健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書）』が発送される時期かと存じますので、あらためてご提出のお願いをさせていただきます。

宅建企業年金基金では、掛金の額の算定の基礎となる給与を「毎年9月1日現在の厚生年金保険法第20条に規定する標準報酬月額」としています。

例年、この9月1日現在の標準報酬月額を整備するため、「算定基礎届」の写しのご提出をお願いしておりますが、当基金へのご提出は、日本年金機構が発行する「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書」の写しとさせていただきます。

お忙しい中恐れ入りますが、今年もご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、各種届出等の事務手続きを社会保険労務士等に委託されている場合は、ご連絡くださいますようお願いいたします。

### 基金へご提出いただくもののご提出期限

日本年金機構の事務要領に基づき、令和4年度の「算定基礎届」や「月額変更届」をご提出されますと、おって日本年金機構より次の『通知書』が送付されます。そのうち該当する適用（改定）年月の『通知書』写しを令和4年9月30日（金）までに当基金へご提出ください。

ご提出される「届書」	日本年金機構から送付される『通知書』名称	当基金へ写しをお送りいただく『通知書』
算定基礎届	『健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書』	適用年月の欄が「R4.9」
月額変更届	『健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書』	改定年月の欄が「R4.7」「R4.8」「R4.9」

- ・同時に二以上の事業所に勤務をされている方は、『**二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書**』の写しをお送りください（当基金でのお取り扱いにつきましては裏面の表中③をご参照ください）。
- ・『厚生年金保険 70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせ』は、不要です。
- ・代表者の押印は廃止いたしました。
- ・対象となる加入者全員分の写しをお取りまとめいただき、同封の返信用封筒にてご提出ください。
- ・期限を過ぎてもご提出いただけない場合や、お届けがなかった方は、従前の標準報酬月額を継続して使用させていただきます。

（裏面へ続く）

## 宅建企業年金基金のお取り扱いについて

標準報酬月額は、1年間（10月から翌年9月まで）適用され、納めていただく掛金の計算や将来受け取る給付額の計算の基礎となるものですが、以下のとおり、日本年金機構等と一部お取り扱いの異なるところがございますのでご注意ください。

	宅建企業年金基金	日本年金機構・健康保険組合
①算定基礎届 （定時決定）の届出	一律10月1日適用となります。	9月1日適用
②月額変更届 （随時改定）の届出	7月・8月・9月を改定月とする「月額変更届」のみ、写しを当基金へ届出ください。 （改定月にかかわらず一律10月1日適用となります。） ※他の10月から6月を改定月とする「月額変更届」の写しは不要です（基金では改定となりません）。	該当となったとき届出必要 （それぞれの改定年月より改定となります。）
③複数の事業所に同時に勤務されている方 （二以上事業所勤務）の届出	【届出いただくもの】 ・厚生年金保険・健康保険における主たる事業所の選択・非選択にかかわらず、 「当基金において対象の方が所属している事業所」の 「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」の写しを当基金へ届出ください。  【当基金で使用する標準報酬月額】 ・「当基金において対象の方が所属している事業所」のみの報酬月額（「貴事業所報酬月額」欄）に基づく標準報酬月額といたします。 ※複数の「当基金に加入している事業所」に同時に勤務されている場合は、「 <u>其他事業所</u> 」分を合算した報酬月額（「報酬月額合計」欄）に基づく標準報酬月額とすることも可能ですが、掛金のご請求は、「 <u>当基金において対象の方が所属されている事業所</u> 」への一括請求となり、按分計算は行いませんことご留意のうえ、ご判断ください。 合算をご希望される場合は、それぞれの事業所分の「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」の写しを当基金へ届出ください。	選択事業所・非選択事業所 それぞれ届出必要  （合算した報酬月額に基づく標準報酬月額を使用し、保険料額は按分計算されます。）

令和4年8月

宅建企業年金基金

電話 03-3865-6321